

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

(商号又は名称) ありがとう投信株式会社
(代表者) 代表取締役 長谷 俊介

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

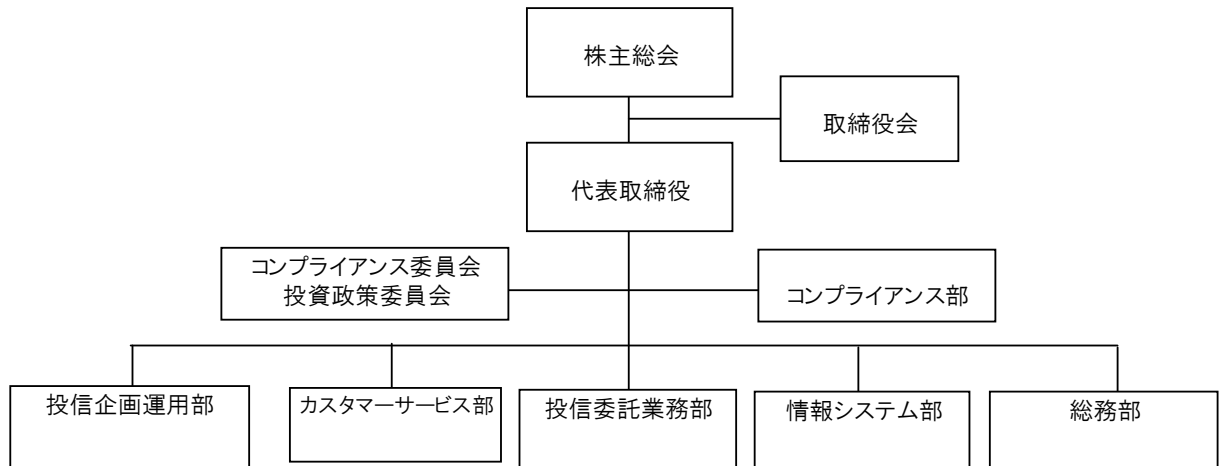
1. 委託会社等の概況

① 資本金の額 (2021年11月末現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

②会社の機構

○ 組織図

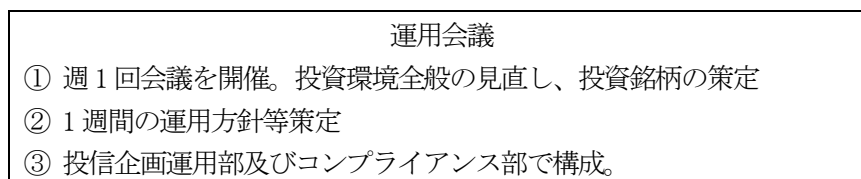
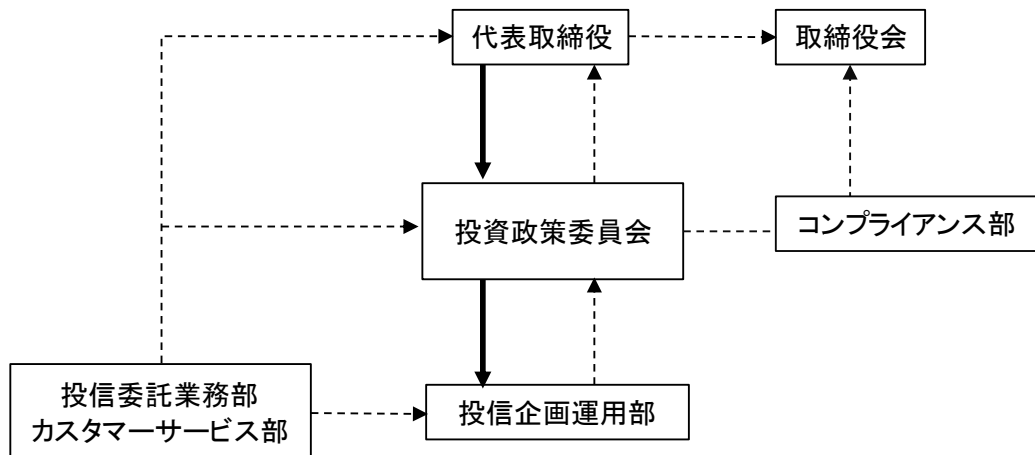


○ 投資運用の意思決定機構

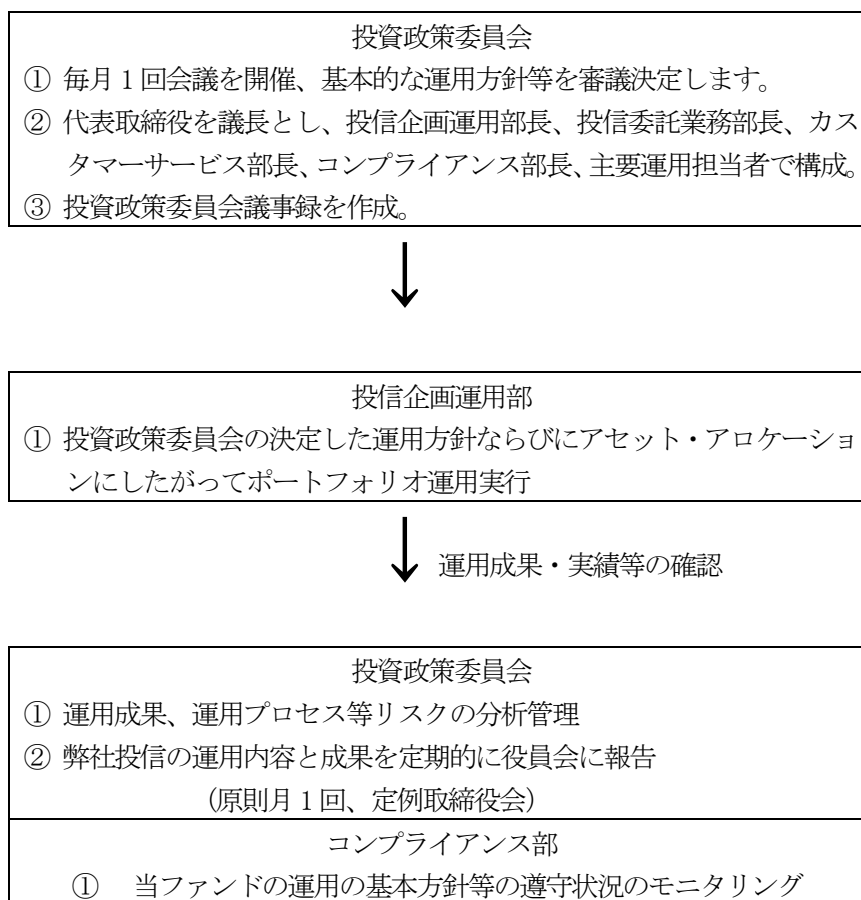
投資運用の意思決定プロセス

——→ 運用執行ライン

- - - -> 運用情報提供ライン



↓ 運用会議等の運用策定資料に基づき



*運用体制は2021年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

2021年11月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	18,758,173,215円

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、委託会社の第 18 期事業年度(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)の財務諸表ならびに第 19 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	194,888	216,458
直販顧客分別金信託	20,000	20,000
前払費用	2,558	2,523
未収委託者報酬	7,602	11,609
その他	35	-
流動資産合計	225,083	250,591
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品	3,853	2,470
その他	-	396
有形固定資産合計	3,853	2,866
無形固定資産		
ソフトウェア	5,754	4,201
無形固定資産合計	5,754	4,201
投資その他の資産		
預託金	3	5
繰延税金資産	309	536
投資その他の資産合計	313	541
固定資産合計	9,920	7,610
資産合計	235,004	258,202
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	395	205
預り金	292	304
未払金	19,494	20,527
未払費用	2,575	2,078
未払法人税等	2,954	6,633
未払消費税等	2,487	4,423
賞与引当金	1,330	1,500
流動負債合計	29,530	35,674
固定負債		
退職給付引当金	530	850
固定負債合計	530	850
負債合計	30,060	36,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△60,055	△43,321
利益剰余金合計	△60,055	△43,321
株主資本合計	204,944	221,678
純資産合計	204,944	221,678
負債・純資産合計	235,004	258,202

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自	2019年4月1日 至 2020年3月31日	自	2020年4月1日 至 2021年3月31日
営業収益				
委託者報酬		101,582		111,118
営業収益合計		101,582		111,118
営業費用				
支払手数料		25,861		25,023
広告宣伝費		1,309		1,354
委託計算費		5,434		5,460
営業雑経費		5,366		5,081
通信費		2,604		2,524
印刷費		1,894		1,721
諸会費		867		834
営業費用合計		37,971		36,919
一般管理費				
給料		31,799		32,281
役員報酬		9,380		9,620
給与手当		15,915		15,776
賞与		2,550		2,880
法定福利費		3,953		4,005
交際費		561		112
旅費交通費		1,540		631
租税公課		1,984		2,164
不動産賃借料		3,898		3,898
水道光熱費		266		265
退職給付費用		1,605		1,916
固定資産減価償却費		3,480		4,363
事務用品費		135		101
消耗品費		189		348
賞与引当金繰入額		1,330		1,500
その他		3,195		2,795
一般管理費合計		49,986		50,378
営業利益		13,624		23,819
営業外収益				
受取利息		0		0
その他営業外収益		100		645
営業外収益合計		100		645
営業外費用				
その他営業外費用		26		30
営業外費用合計		26		30
経常利益		13,698		24,434
特別損失				
固定資産除却損		0		-
特別損失合計		0		-
税引前当期純利益		13,698		24,434
法人税、住民税及び事業税		4,569		7,928
法人税等調整額		△31		△226
法人税等合計		4,538		7,701
当期純利益		9,159		16,733

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△69,215	△69,215	195,784	195,784
当期変動額					
当期純利益		9,159	9,159	9,159	9,159
当期変動額合計	—	9,159	9,159	9,159	9,159
当期末残高	265,000	△60,055	△60,055	204,944	204,944

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△60,055	△60,055	204,944	204,944
当期変動額					
当期純利益		16,733	16,733	16,733	16,733
当期変動額合計	—	16,733	16,733	16,733	16,733
当期末残高	265,000	△43,321	△43,321	221,678	221,678

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具備品：定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～8年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

1,149 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
器具備品	3,446千円	5,143千円
その他	-千円	198千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。
自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。
資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	194,888	194,888	-
(2) 直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3) 未収委託者報酬	7,602	7,602	-
資産計	222,490	222,490	-
(1) 未払金	19,494	19,494	-
負債計	19,494	19,494	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	216,458	216,458	-
（2）直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
（3）未収委託者報酬	11,609	11,609	-
資産計	248,067	248,067	-
（1）未払金	20,527	20,527	-
負債計	20,527	20,527	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 （1）現金及び預金、（2）直販顧客分別金信託、（3）未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 （1）未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	194,888	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	7,602	-	-
合計	222,490	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	216,458	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	11,609	-	-
合計	248,067	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度	当事業年度
自 2019年4月 1日	自 2020年4月 1日
至 2020年3月31日	至 2021年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度
	自 2019年4月1日
	至 2020年3月31日
退職給付引当金の期首残高	430千円
退職給付費用	100千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	<u>530千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度
	2020年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	530千円
退職給付引当金	<u>530千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>530千円</u>

(3) 退職給付費用

	前事業年度
	自 2019年4月1日
	至 2020年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	100千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度
	自 2019年4月1日
	至 2020年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,505千円

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度
	自 2020年4月1日
	至 2021年3月31日
退職給付引当金の期首残高	530千円
退職給付費用	320千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	<u>850千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度
	2021年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	850千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>850千円</u>
退職給付引当金	850千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>850千円</u>

(3) 退職給付費用

	当事業年度
	自 2020年4月1日
	至 2021年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	320千円

3. 確定拠出制度

	当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,596千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	352	429
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	407	459
退職給付引当金	162	260
繰延税金資産小計	922	1,149
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	922	1,149
繰延税金負債		
前払中小企業倒産防止共済掛金	△612	△612
繰延税金負債合計	△612	△612
繰延税金資産の純額	309	536

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引
前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
1株当たり純資産額	7,733円75銭	8,365円20銭
1株当たり当期純利益	345円65銭	631円45銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
当期純利益 (千円)	9,159千円	16,733千円
普通株主に帰属しない金額 (千円)	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,159千円	16,733千円
期中平均株式数 (株)	26,500株	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 19 期中間決算 ありがとう投信株式会社

◇中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 19 期中間会計期間末 (2021 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		259,583
直販顧客分別金信託		20,000
前払費用		2,351
未収委託者報酬		13,215
流動資産合計		295,150
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品		1,882
その他		297
有形固定資産合計		2,179
無形固定資産		
ソフトウェア		2,981
無形固定資産合計		2,981
投資その他の資産		
預託金		5
繰延税金資産		1,169
投資その他の資産合計		1,174
固定資産合計		6,335
資産合計		301,486
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		802
預り金		398
未払金		42,798
未払費用		2,309
未払法人税等		9,942
未払消費税等		3,094
賞与引当金		1,510
流動負債合計		60,855
固定負債		
退職給付引当金		950
固定負債合計		950
負債合計		61,805
純資産の部		
株主資本		
資本金		265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△25,319
利益剰余金合計		△25,319
株主資本合計		239,680
純資産合計		239,680
負債・純資産合計		301,486

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第19期中間会計期間 自2021年4月1日 至2021年9月30日	
営業収益			
委託者報酬			70,084
営業収益合計			70,084
営業費用			19,892
一般管理費	※1		24,078
営業利益			26,113
営業外収益			12
営業外費用			20
経常利益			26,106
税引前中間純利益			26,106
法人税、住民税及び事業税			8,735
法人税等調整額			△632
中間純利益			18,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△43,321	△43,321	221,678	221,678
当中間期変動額					
中間純利益		18,002	18,002	18,002	18,002
当中間期変動額合計	—	18,002	18,002	18,002	18,002
当中間期末残高	265,000	△25,319	△25,319	239,680	239,680

重要な会計方針

項 目	第 19 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日
1 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 4～8 年 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっています。
2 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に対する一定割合として収益を認識しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 19 期中間会計期間末 (2021 年 9 月 30 日現在)	
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	5,731千円
その他	297千円

(中間損益計算書関係)

第 19 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	687 千円
無形固定資産	1,220 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 19 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会計 期間増加株 式数	当中間会計 期間減少株 式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500 株	-	-	26,500 株
2 配当に関する事項 配当金支払額 該当事項はありません。				

(リース取引)

第 19 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第19期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月 30日)
委託者報酬	70,084
営業収益	70,084

(セグメント情報等)

第19期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間 自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	
1株当たり純資産額	9,044円56銭
1株当たり中間純利益	679円35銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	18,002千円
普通株式に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	18,002千円
期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2021年12月27日
作成基準日 2021年12月16日

本店所在地 東京都千代田区内神田 2-15-9
The Kanda 282 3F
お問い合わせ先 コンプライアンス部

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原簿に記載された事項を電子化したものであり、その原簿は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月16日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区
指定社員 公認会計士 立野 晴 朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。